



今月の特集

1. 平成 27 年 10 月に改正する、同月内の資格取得・喪失における厚生年金保険料の取扱い
2. 平成 27 年 10 月に改正する、70 歳以上被用者届の提出
3. 平成 27 年 10 月に改定予定、地域別最低賃金額の目安

1. 平成 27 年 10 月に改正する、同月内の資格取得・喪失における厚生年金保険料の取扱いについて

これまで、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した後、その同月内に資格喪失し、かつ、同月内に国民年金の被保険者（第 2 号除く）になった場合でも、厚生年金保険料と国民年金保険料をそれぞれ納付する必要がありました。

しかし、平成 27 年 10 月 1 日以降は、国民年金保険料のみ納付し、厚生年金保険料の納付は不要となります。

つまり、事業主は、平成 27 年 10 月 1 日以降の資格取得者で同月得喪が発生した場合、当該資

格取得者の資格喪失後の種別に関わらず、厚生年金保険料を控除する必要はなくなる、ということになります。

ただし、**健康保険料**に関しては、現行どおり、同月得喪の場合でも控除が必要になります。

同月得喪	現在	H27.10.1 以降
健康保険控除	○	○
厚生年金控除	○	✖

例その 1・・・M さん

- 10/1 A社で厚生年金保険被保険者資格取得
- 10/16 A社で厚生年金保険被保険者資格喪失
- 10/16 国民年金第 1 号被保険者資格取得

従来までは、M さんは A 社で厚生年金保険料を控除され、かつ、国民年金保険料も納付する必要があったが、これからは国民年金保険料のみ納付すればよい。つまり、A 社も M さんの厚生年金保険料を控除しなくてもよい、ということになります。

例その 2・・・C 氏

- 10/1 A社で厚生年金保険被保険者資格取得
 - 10/16 A社で厚生年金保険被保険者資格喪失
 - 10/21 B社で厚生年金保険被保険者資格取得
- C 氏の厚生年金保険料は、A 社 11 月分請求（10 月分保険料）に反映される。しかし、12 月請求の締めまでに、C 氏の B 社での資格取得情報が年金事務所の徴収課に入れば、A 社の 12 月請求に返戻という形で反映され、一度支払った保険料は相殺されます。

～納付及び還付義務について～

厚生年金保険法 82 条第 2 項の通り、厚生年金

保険料の納付義務者は事業主である。従って、法的に年金事務所から被保険者本人に直接保険料を還付することはできない。年金事務所としては、法的に定められた保険料（事業主分と被保険者分）を徴収、還付することしかできないので、種別変更の事実確認ができた後、事業主に保険料（事業主と被保険者分）を還付することになり、年金事務所の業務としてはそこで完了となる。そのため、事業主が被保険者から被保険者分の保険料を控除するか否かは、事業主の裁量であり、仮に控除したのであれば、事業主から被保険者であった本人に保険料を返金しなければなりません。

同月得喪	控除	必要な対応
保険料控除	有り	返金
保険料控除	無	無

2. 平成 27 年 10 月に改正する、70 歳以上被用者届の提出について

これまで、厚生年金保険の適用事業所に使用される 70 歳以上の方の老齢厚生年金の支給停止は、昭和 12 年 4 月 2 日以降に生まれた方がのみを対象になっていました。

しかし、平成 27 年 10 月 1 日以降は、昭和 12 年 4 月 1 日以前に生まれた方も支給停止の対象になります。

そのため、昭和 12 年 4 月 1 日以前に生まれた方についても、平成 27 年 10 月 1 日以降、70

歳以上被用者届をすみやかに年金事務所へ提出する必要がございます。

3. 平成 27 年 10 月に改定予定、地域別最低賃金額の目安について

平成 27 年 7 月 30 日に開催されました第 44 回中央最低賃金審議会で、平成 27 年度の地域別最低賃金改定の目安について答申が取りまとめられました。

- 各都道府県の引上げ額の目安については、
- A ランク 19 円（東京、愛知、大阪他 2 県）
 - B ランク 18 円（埼玉、京都他 9 県）
 - C ランク 16 円（北海道、福岡他 12 県）
 - D ランク 16 円（青森、沖縄他 15 県）

となっており、今後は、各地方際手賃金審議会、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金を決定することとなります。

ちなみに、今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は 18 円（昨年度は 16 円）となり、目安額どおりに最低賃金が決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった平成 14 年度以降で最高値となる引上げになるようです。

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 札幌オフィス
〒060-0906
札幌市東区北 6 条東 2 丁目 3-1
TEL : 011-742-6886
FAX : 011-702-2050